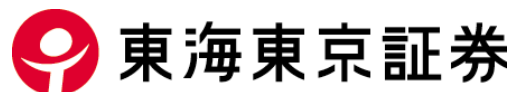


相続の基礎

～ 「相続」を学ぼう!! ～

生前贈与と贈与税（暦年贈与）



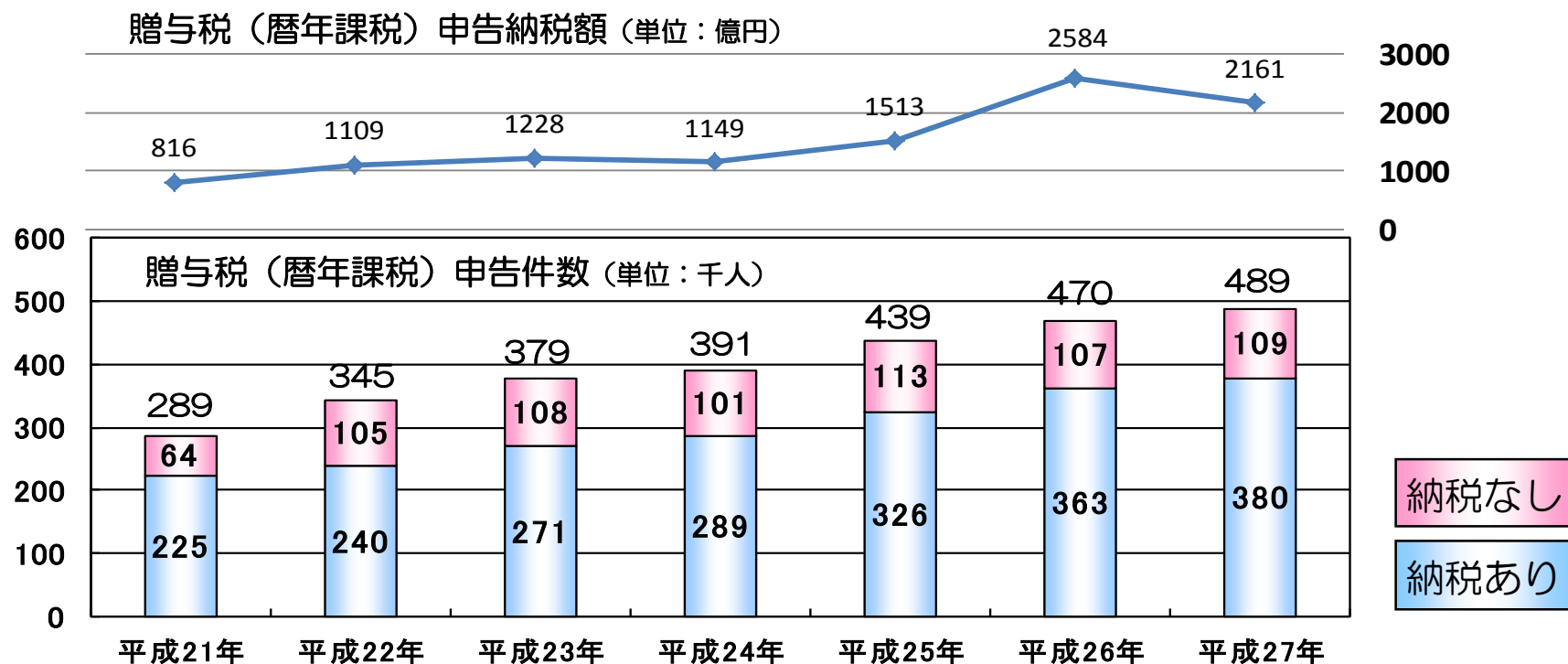
資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年1月時点の制度をもとに作成しており内容は将来変更となる可能性があります。
具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

贈与税の申告状況

贈与税申告状況【暦年課税】（国税庁）

	平成21年	⇒	平成27年
◆申告人数	約28.9万人	⇒	約48.9万人
◆申告納税額	約816億円	⇒	約2,161億円



（国税庁資料をもとに東海東京ウェルス・コンサルティングが作成）

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年1月時点の制度をもとに作成しており内容は将来変更となる可能性があります。
具体的なお相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

資産承継と課税負担

資産承継に関する課税負担は、生前贈与は贈与税、相続は相続税



親

保有
資産

生前
贈与

【課税負担】

贈与税



子等

【基礎控除】

受贈者ごとに年間110万円
税率：10%～55%

相続

相続税

3,000万円＋
600万円×法定相続人の数
税率：10%～55%

暦年課税とは

【暦年課税】 $(\text{年間の贈与財産} - \text{基礎控除 } 110\text{万円}) \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{贈与税額}$

贈与税の税率		①【特例贈与】		②【一般贈与】	
基礎控除後の課税価格		税率	控除額 (万円)	税率	控除額 (万円)
	200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超	300万円以下	15%	10	15%	10
300万円超	400万円以下			20%	25
400万円超	600万円以下	20%	30	30%	65
600万円超	1,000万円以下	30%	90	40%	125
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190	45%	175
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265	50%	250
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415	55%	400
4,500万円超		55%	640		



対象受贈者によって税率が異なります。

① 特例贈与：
20歳以上の子・孫等へ贈与する場合

② 一般贈与：
それ以外の方へ贈与する場合

贈与税の算出方法



【例】 200万円の贈与があった場合

贈与財産200万円 － 基礎控除110万円 ＝ 90万円

90万円 × 税率10% ＝ 贈与税額9万円

※課税価格が200万円以下の場合の贈与税率は10%となります。



贈与税の申告と納付

基礎控除110万円を超える場合、
贈与税の申告・納税が必要となります。
年間110万円以内であれば申告・納税は不要です。

◆ 贈与税の申告

基礎控除を超える場合、贈与があった年の翌年2月1日～3月15日までに
受贈者の住所地の所轄税務署へ提出

◆ 贈与税の納付

受贈者が贈与があった年の翌年3月15日までに金融機関等で納付
※詳しくは国税庁のホームページでご確認いただくか、最寄の税務署へお尋ねください。

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。
金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 1 4 0 号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会